

プラスチック成形加工学会

「青木 固」技術賞規程

1. 総 則

- 1-1 本学会に「青木 固」技術賞を設ける。(以下技術賞という)
- 1-2 技術賞は、プラスチック成形加工技術分野で、創造的業績をあげた研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。
- 1-3 候補者とその業績は会員（賛助会員を含む）より広く公募する。ただし、技術進歩賞およびその候補業績と同一内容と判断されるものは候補業績対象とはならない。また、業績は、国内外で、他の特許や著作権、商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限る。なお、受賞候補者は、全員プラスチック成形加工学会の会員（賛助会員を含む）であることとする。
- 1-4 贈賞の対象となる分野は、以下のいずれかとする。
 - 1) プラスチック成形加工技術ならびに成形品に関する研究または開発
 - 2) プラスチック成形加工機器の開発
 - 3) 本技術賞に相当と認められる業績
- 1-5 受賞資格は、次の各項を満足するものとする。
 - 1) 前項の分野に該当する業績をあげた研究者・技術者の個人または5名以内のグループ
 - 2) 最近のもので、公表された、あるいは近く公表される業績
- 1-6 贈賞は、原則として毎年3件以内とする。
- 1-7 応募内容や採否の審議等を通じて得た情報は、申請側および審査側の双方ともに秘密保持を遵守し、関係者以外の外部に開示および漏洩してはならず、またそれらの情報を利用した行為を行ってはならない。関係者はその任期や所属を離れた後も含め、秘密情報の秘密を保持する義務を負うものとする。ただし、次の各項のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
 - 1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
 - 7) 法令により開示が義務付けられているもの

2. 選考委員会

- 2-1 技術賞の選考にあたり選考委員会を設ける。
選考委員会には委員長1名、幹事1名、委員10名以内をおく。
- 2-2 委員長は、理事会の議決により会長が委嘱する。
- 2-3 幹事は、理事会の議決により会長が委嘱する。
原則として幹事は学会賞担当理事があたる。
- 2-4 委員は、委員長の推薦により理事会での議決を経て会長が委嘱する。

3. 表 彰

- 3-1 贈賞は、毎年年次大会の期間中に行うことを原則とする。
- 3-2 表彰は、賞状（楯）、賞牌および賞金とする。

- 3-3 連名者の場合の賞状は、連名のものを人数分だけ用意する。
賞牌は、連名者の所属の数だけ用意する。
賞金は、1件20万円とする。

4. 贈賞の取り消しまた保留

- 4-1 技術賞の贈賞に関わる内容が要件を満たしていないことが発覚した場合（虚偽申請、他の権利等の侵害）は、贈賞発表後においても本学会理事会の判断で贈賞を取り消し、または保留するなどの処置を講ずることができる。

5. 資 金

- 5-1 技術賞の贈賞に関わる資金は寄付金および事業会計から繰り入れることとする。

付 則

- 1、本規程の改廃は理事会の議決により実施する。
- 2、この規程は、平成12年4月20日開催の第55回理事会において改定され、同日から適用する。
- 3、この規程は、平成12年12月11日開催の第58回理事会において改定され、同日から適用する。
- 4、この規程は、平成16年9月2日開催の第77回理事会において改定され、同日から適用する。
- 5、この規程は、平成25年4月19日開催の第120回理事会において改定され、同日から適用する。
- 6、この規定は、平成26年5月9日開催の第125回理事会において制定され、同日から適用する。